

**第8期越谷市障がい福祉計画  
第4期越谷市障がい児福祉計画  
策定基本方針（案）**

**令和8年2月  
越谷市**

## 1 趣旨

この基本方針は、「第8期越谷市障がい福祉計画」及び「第4期越谷市障がい児福祉計画」の策定にあたり、基本的な考え方や進め方についての概要を示すものである。

## 2 策定の根拠

### (1) 障がい福祉計画

障がい福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、いわゆる障害者総合支援法第88条第1項に基づき、国の基本指針に沿って、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する事項を定めることとなっている。

### (2) 障がい児福祉計画

障がい児福祉計画は、児童福祉法第33条の20第1項に基づき、国の基本指針に沿って、障害児通所支援や障害児相談支援の提供体制の確保に関する事項を定めることとなっている。

なお、障がい福祉計画と障がい児福祉計画は、その内容について、関係性が高いことから、障害者総合支援法第88条第6項及び児童福祉法第33条の20第6項の規定により、一体的に策定できるものとされている。

## 3 計画の位置づけ

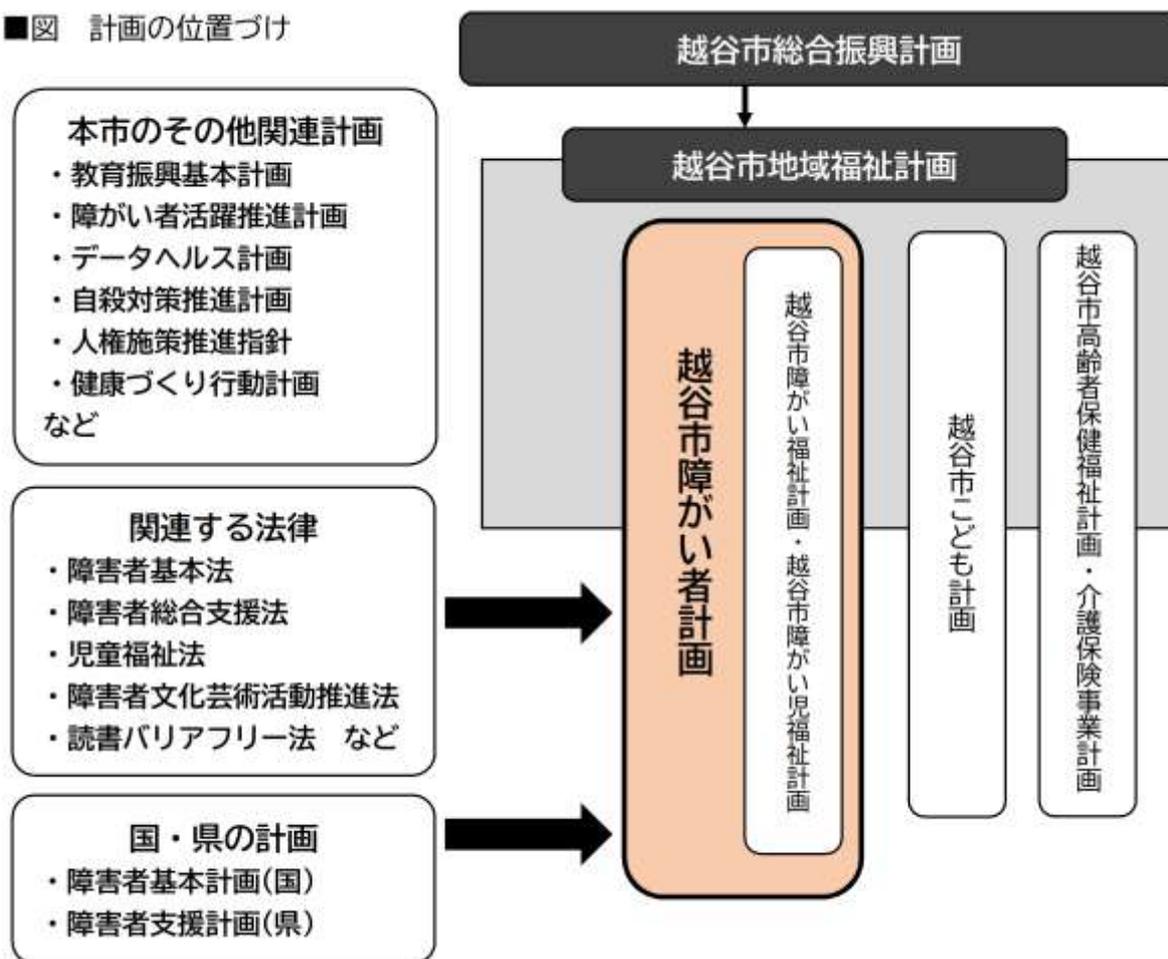
「越谷市障がい者計画」は、障害者基本法に基づくもので、障がい者のための施策に関する基本的な事項を定めた中長期計画となっている。

これに対し、「越谷市障がい福祉計画」及び「越谷市障がい児福祉計画」は、それぞれ障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等及び児童福祉法に基づく障害児通所支援等の提供体制を確保するための実施計画として策定する。

「第8期越谷市障がい福祉計画」及び「第4期越谷市障がい児福祉計画」は、ライフステージの全ての段階でその人らしい自立した生き方の実現を目指し、より効率的かつ効果的な障がい者及び障がい児支援体制の確立のため、法律の規定に基づき、一体のものとして策定する。

また、「第6次越谷市障がい者計画」をはじめ、関連分野の各計画との連携・調整を図ったものとする。

■図 計画の位置づけ



#### 4 計画期間

本計画の計画期間は、令和9年4月1日から令和12年3月31日までとする。

計画名	年度	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
総合振興計画	第5次計画 基本構想 (R3~R12年度)										
	第5次計画 前期基本計画 (R3~R7年度)						第5次計画 後期基本計画 (R8~R12年度)				
地域福祉計画	第3次計画						第4次計画				
障がい者計画	第5次計画						第6次計画				
障がい福祉計画	第6期		第7期		第8期		第9期				
障がい児福祉計画	第2期		第3期		第4期		第5期				

## 5 策定体制

※計画体制図は5 ページ参照

### (1) 策定委員会

障害福祉課長を委員長、こども福祉課長を副委員長とし、関係各課の課長の職等にある者で構成する策定委員会を設置する。策定委員会は、計画策定に必要な事項を協議し、計画案を作成する。

### (2) 越谷市社会福祉審議会（障害者福祉専門分科会・児童福祉専門分科会）

障害者総合支援法第88条第10項及び児童福祉法第33条の20第10項の規定により、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の策定にあたっては、障害者基本法第36条第4項の合議制の機関に意見を聴くこととされており、本市では、社会福祉法第7条第1項の規定に基づき設置している社会福祉審議会がこれに当たる機関となっている。社会福祉審議会には分科会を設置しており、障害者福祉専門分科会は、障がい者計画・障がい福祉計画に関する事項、障がい者の福祉に関する事項を、児童福祉専門分科会は、子ども・子育て支援事業計画に関する事項その他児童の福祉に関する事項をそれぞれ調査審議する機関となっている。次期障がい者福祉計画及び障がい児福祉計画の策定にあたっては、社会福祉審議会へ諮問し、両分科会の合同開催により意見を聴くものとする。



(3) 越谷市障害者地域自立支援協議会

本市では、平成22年3月に越谷市障害者地域自立支援協議会を設置している。  
本協議会は、相談支援事業関係者、障害福祉サービス事業関係者、障害者相談員、関係行政・教育機関の代表者、保健医療関係者、学識経験者により構成されており、計画の策定に当たっては、本協議会の意見を聴くものとする。

なお、障害者総合支援法第88条第9項及び児童福祉法第33条の20第9項の規定により、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の策定にあたっては、障害者総合支援法第89条の3第1項の協議会に意見を聴くよう努めることとなっている。

(4) 意見公募（パブリックコメント）

市内の地区センター等に設置する意見箱や事務局担当課の窓口等をとおして、計画案に対する市民の意見を募集する。実施にあたっては、越谷市の広報紙やホームページ等を活用し、広く市民に周知する。

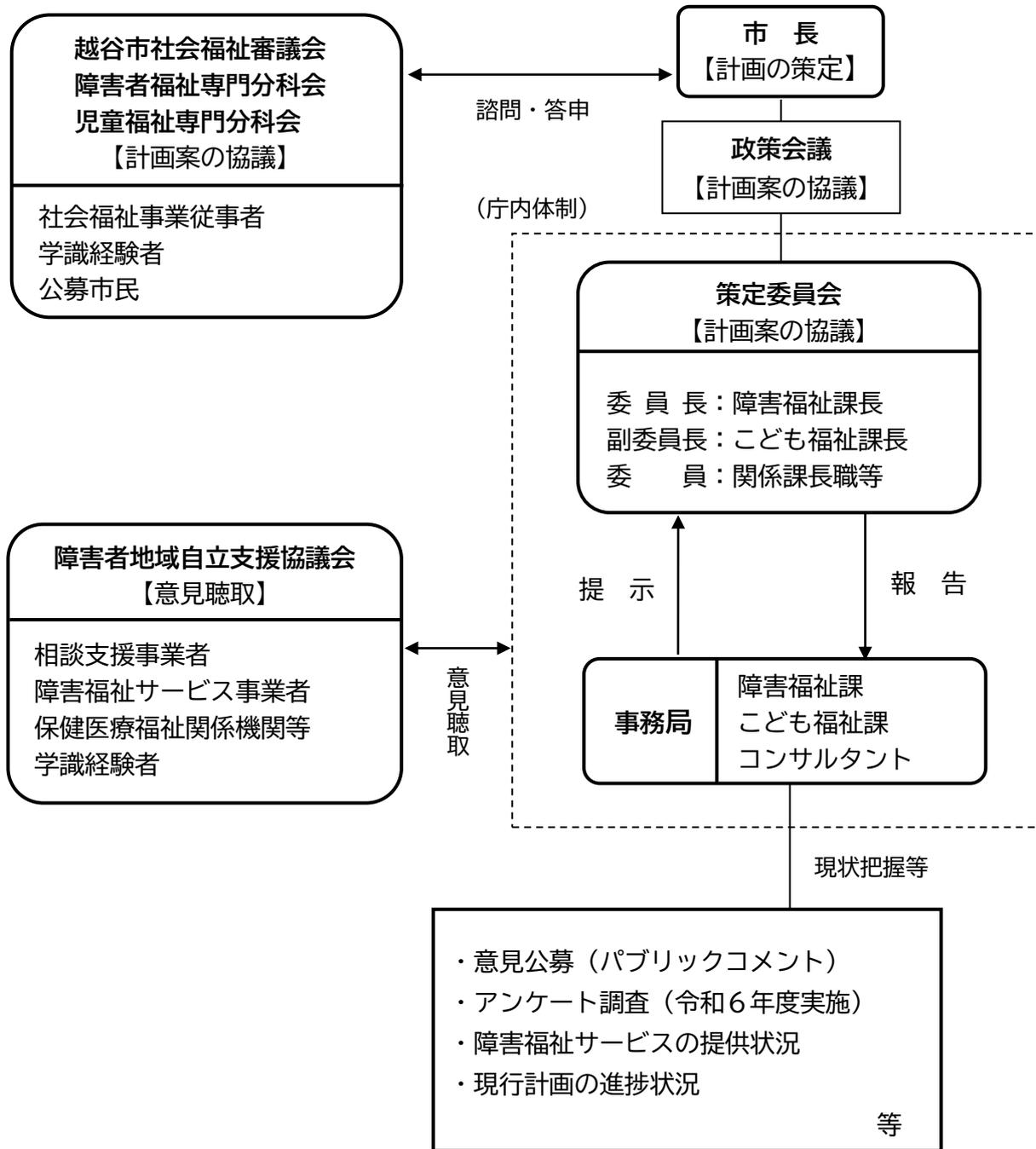
(5) 事務局

事務局は、福祉部障害福祉課及びこども家庭部こども福祉課に置き、計画策定に関する庶務やコンサルタントとの連絡調整等を行う。

6 策定スケジュール

項目	令和7年度		令和8年度												
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
事務局	策定委員会設置要領制定		計画策定業務委託業者選定		素案作成						政策会議	パブリックコメント	最終案作成		市長決裁
社会福祉審議会	分科会（単独）		全体会 諮問		第1回分科会（合同）		第2回分科会（合同）		第3回分科会（合同）		答申				
計画策定委員会			策定委員会設			第1回策定委員会		第2回策定委員会		第3回策定委員会					
自立支援協議会							素案について意見聴取								

## 計画策定体制



## 参照条文

### ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）（抄）

（市町村障害福祉計画）

第八十八条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

6 市町村障害福祉計画は、児童福祉法第三十三条の二十第一項に規定する市町村障害児福祉計画と一体のものとして作成することができる。

9 市町村は、第八十九条の三第一項に規定する協議会を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。

10 障害者基本法第三十六条第四項の合議制の機関を設置する市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該機関の意見を聴かななければならない。  
（協議会の設置）

第八十九条の三 地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下この条において「関係機関等」という。）により構成される協議会（以下この条において単に「協議会」という。）を置くように努めなければならない。

### ○児童福祉法（抄）

第三十三条の二十 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

6 市町村障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。

9 市町村は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十九条の三第一項に規定する協議会を設置したときは、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、当該協議会の意見を聴くよう努めなければならない。

10 障害者基本法第三十六条第四項の合議制の機関を設置する市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該機関の意見を聴かななければならない。

○障害者基本法（抄）

（都道府県等における合議制の機関）

第三十六条（条文略）

- 4 市町村（指定都市を除く。）は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。
- 一 市町村障害者計画に関し、第十一条第六項（同条第九項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。
  - 二 当該市町村における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること。
  - 三 当該市町村における障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。

○社会福祉法（抄）

（地方社会福祉審議会）

- 第七条 社会福祉に関する事項（児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。）を調査審議するため、都道府県並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）に社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関（以下「地方社会福祉審議会」という。）を置くものとする。
- 2 地方社会福祉審議会は、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の監督に属し、その諮問に答え、又は関係行政庁に意見を具申するものとする。